

平成8年6月静岡県議会定例会 質問



質問者： 込山 正秀 議員
質問分類： 一般質問
質問日： 96/07/04 1番目
会派名： 自由民主党・県民クラブ県議団
質疑・質問事項：

○議長（渡辺新作君） ただいまから会議を開きます。

議事日程により、知事提出議案第九十三号から第百九号までを一括して議題とします。

質疑及び一般質問を行います。

通告により、十五番 込山正秀君。

（十五番 込山正秀君登壇 拍手）

○十五番（込山正秀君） おはようございます。私は、自由民主党・県民クラブ所属議員として、当面する課題について、知事並びに関係部長、教育長にお尋ねいたします。

まずは、がんセンターの整備についてお尋ねいたします。

県当局は、二十一世紀のあるべき医療を先取りして、我が国第一級の診療技術や研究機能、医療環境を備え、全国に誇り得るがんセンターを目指した基本構想を骨格に準備を進めていることと思います。特に、本年度策定される基本計画には、必要な診療科目や医療機器などを検討することが求められているものと認識し、二点に絞り、お伺いいたします。

まず、現在、がん治療法として挙げられるものに、外科療法、放射線療法、化学療法などがありますが、がんは、ただ単に治りさえすればいいというものではなく、その人の社会復帰を十二分に考えて、臓器や体型をなるべく損なわないように治療することが望まれております。この点で、放射線療法がかなり注目を集めていると聞き及んでおります。よりよい放射線療法のためには、まず、治療効果の大きい放射線を用いなければなりません。一方、正常組織に対する障害の少ない放射線を用いることも大切です。これに関しましては、陽子線を初めとする粒子線を使った治療法が、これからの大きな流れであろうと思われまます。一九九五年に出された「科学技術ジャーナル」の中でも、がん病巣に線量を集中できる粒子線のすぐれた線量分布と高い生物学的効果は、従来のガンマ線やエックス線より、はるかに難治のがんに対し、有効な治療法になり得ると述べられております。

先進のがん治療を目指すがんセンターに粒子線治療装置を導入することの意義は大であると考えますが、このことについて、県当局はどのように取り組まれるか、お伺いいたします。

次に、診療科目の中に歯科口腔外科を設置することを提案したいと思ひます。

現在、県東部においては、口腔がんに対する専門的な治療を受けられる病院がなく、隣の神奈川県、東京都にお世話になっていると聞いております。もし事実だとすれば、がんセンターの基本理念達成のためにも、この点を真剣に考えなければならぬものと思います。最近発行されました静岡県保健衛生部・静岡県歯科医師会による「よくわかる地域歯科保健のすすめかた」の中でも、歯科保健は、長寿社会において一生をはつらつと過ごすために大きな役割を果たすと述べているように、我々が人生に最後までこだわり、生きる喜びにつながるのは、食べる喜びであると思います。この点で、咬合、そしゃくという特殊性を十分理解し、がんを持つ患者の口腔機能の回復まで対応できる歯科口腔外科の設置をぜひ提案したいと思います。

歯科口腔外科は、その実績や必要度が評価され、近々医療法上の診療科目として認められようとしているものであり、本科の導入によって、QOLまでとらえた幅広いがん治療、リハビリが期待できるものと思います。なお、歯科の特殊性を考え、口腔ケアに対応できる歯科衛生士の採用が必要かと思われます。そして、一般的な歯科診療を含めた歯科的な対応を地元の歯科医師会の方々の協力を仰げば、地域医療との連携を持ったシステムが構築できるものと思います。幸いなことに、この点につきましては、地元歯科医師会も大変理解を示しております。

大都市圏とは異なる、地域に密着したがんの高度専門医療機関として特色ある病院にするために、歯科口腔外科の設置について御所見をお伺いいたします。

次に、御殿場線新駅構想についてお尋ねいたします。

東海道線は、明治二十二年に東京―神戸間が開通しましたが、昭和九年に丹那トンネルが完成してから熱海経由となり、国府津―御殿場―沼津間は御殿場線と命名され、複線から単線へとローカル線の悲哀を見てきたところであります。昭和三十年代に入ってから、沿線地域の発展に伴い利便性の高い鉄道への依存度が増し、昭和三十九年十二月に、御殿場線複線化連盟 後に御殿場線輸送力増強促進委員会に改称 が沿線市町村によって設立され、運動の成果として、昭和四十三年三月に電化工事が完成し、東京―御殿場間直通電車急行「ごてんば」号の運行や小田急線「あさぎり」の御殿場線への乗り入れとなりました。その後、JR小田急相互乗り入れによって、沼津―新宿間に特急

「あさぎり」号の運行開始や、岩波、富士岡両駅が整備され、沼津―御殿場間の普通列車の増発が実施されてきたところであります。

御殿場線沿線地域は、富士山を初めとする豊かな自然環境と首都圏への利便性から、富士山ろく・研究産業集積ゾーンとして位置づけられ、各種企業の進出により研修・研究施設や工場の建設など、産業経済の発展に加えて人口の増加も著しい地域であります。一方、観光面においても、富士箱根伊豆国立公園や丹沢大山国定公園区域に含まれているため、その恵まれた自然環境を求めて全国各地から多数の観光客が訪れており、今後も大幅な増加が見込まれております。静岡県

観光客入り込み統計によると、静岡県全体で、昭和六十年に一億二千百九十七万人に対し、平成六年が一億二千四百五十三万人で、伸び率が一〇二・一%であります。特に、御殿場線沿線市町の中で長泉町の入り込みの増加が著しく、昭和六十年の四万一千二百二十四人に対し、平成六年が八万七千九百九十人で、伸び率は二一三・四%であります。

長泉町では、平成元年に裾野—下土狩駅間に中間駅設置のための可能性調査が実施されましたが、乗車人員の想定が設置条件の目安である二千人から二千五百人に至りませんでした。新駅設置を予定している当地域は、その後、長泉工業団地が完成し、さらには、上土狩区画整理事業も平成十二年に完成が見込まれています。また、この周辺には大規模工場が立地し、朝夕の通勤時間帯には交通混雑が著しく、これらは幹線道路にとどまらず、周辺地域の生活道路にも影響を及ぼしております。この点からも、長泉町北部地域に新駅を設置することにより、自家用車から鉄道への転換が見込まれ、交通混雑の緩和が期待できることになると思われます。

長泉町では、今までも新駅周辺の区画整理事業の構想の検討、JR東海への陳情など、町を挙げて熱心に新駅設置運動に取り組んできました。こうした中、がんセンターが近くに決定し、ますます新駅の必要性が高まってまいりました。がんセンター利用者はかなり広範囲に及び、御殿場線を利用しての来院者も多数あると予想されます。この新駅が設置されることにより、東駿河湾環状線との連携もでき、公共交通機関によるがんセンターへの交通アクセスが確保できるものと考えられます。

このような状況の中で、新駅設置について、二〇〇一年開院するがんセンターを見据えながら、県はどのように取り組まれるか、お伺いいたします。

次に、第二東名自動車道長泉・沼津インター 仮称 周辺の区画整理事業についてお尋ねいたします。

第二東名自動車道は、我が国の産業、経済、文化の発展に欠かせない重要な道路として、一日も早く供用されるよう、県民ともども期待いたしているところであります。

さて、高速道路を利用したまちづくりは、既に全国的に行われているところでありますが、山梨県では、昭和五十七年に開通した中央自動車道と流通センターづくりとが相まって、昭和五十八年から六十年の三年間は、工業出荷額の対前年伸び率日本一のレコードホルダーとなったり、観光客数や消費額も飛躍的に伸びました。まさしく高速道路の高速性、定時性を生かしたまちづくりが地域に大きなインパクトを与えたものであります。

静岡県は、平成三年九月に、駿東郡長泉町から静岡・愛知県境までの間、百三十四キロメートルを第二東名自動車道の都市計画決定をし、その中で、長泉・沼津インターの設置も計画されました。その後、インター周辺は、地方拠点法に基づいて静岡県東部地方拠点都市地域の指定が平成五年四月に、整備基本計画が平成

五年十二月に承認され、百二十四ヘクタールが拠点地区として設定されました。以来、現在に至るまでの間、県の指導のもとに長泉町、沼津市は、高速道路を利用したインター周辺の新たなるまちづくりを目指し、土地利用や区画整理事業の調査を実施してきております。特に、本地域は、伊豆へ乗り入れる東駿河湾環状道路、三島から沼津に通ずる都市計画道路片浜池田線が東西南北軸となり、国道二四六号も一体化して、県東部地域の交通の要衝として、地域経済や都市活動に与える影響は広範囲に及ぶものと期待されているところであります。

ところで、長泉町においては、平成四年度から地元関係者に対して、まちづくりの観点から、先進地の視察や区画整理事業の仕組みについての説明会を開催、意向調査のアンケートなどを行ったり、さらに、企業立地を早急に図るためディベロッパー、企業からの提案型の検討会も始めるなど、事業推進を図っているところであります。また、昨年七月には、多くの整備事業が検討される中、複数の行政区にまたがる複雑な面的事業を円滑に促進することを目的に、「長泉町にできる第二東名インター周辺地区整備促進協議会」が発足し、実務者による四回の幹事会も開催されておりますが、長泉町と沼津市には区画整理事業のプロセスに若干の差が生じているのではと懸念されます。二十一世紀初頭には供用見込みの第二東名自動車道を見据えると、本地域の整備は、長泉町と沼津市が一体となって早期に進めていく必要があり、地元関係者のコンセンサスなど具体的な検討を要するときであると思われまます。

そこで、この区画整理事業を実現していく上で、県として全面的な支援体制を組んでいく必要があり、具体的にどのような役割を担っていくかを明確に示していくべきではなかろうかと思ひます。本地域における区画整理事業の今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、県外からの残土の搬入規制についてお尋ねいたします。

神奈川と県境を接する北駿地方は、古来、交通の要衝として、歴史的にも重要な役割を果たしてきました。今は、東の玄関口として東名高速道路や国道二四六号が通り、また、第二東名自動車道の通過も決まり、東西軸交通の一翼を担っております。東名自動車道は、日本の産業の大動脈として産業の振興に寄与し、また、国道二四六号は、産業道路の重要幹線として、工場進出や研修所、研究所の立地をもたらしました。かつては、東京圏が二四六を一日一メートル動いているとも言われるほど、沿線の小山町、御殿場市、裾野市に急激な発展をもたらした国道二四六号でありました。

しかし、このところ、国道二四六号を利用して入ってくるダンプカーに、地元では大変迷惑をこうむっております。神奈川県内から発生する建設残土を、県内の特に北駿地方へ搬入するために、相当量のダンプが、時には列をなして往来をしております。これには神奈川県内の業者数社がかかわり、既に相当量の建設残土が持ち込まれてきております。四月中旬には、保安林内に神奈川県内の業者による建設残土の不法投棄事件があり、六月二十四日には、横浜市の建材業者が逮捕

されました。そのほかにも、地権者との契約を守らず、勝手に作業を進めたり、河川区域を侵しての埋め立てであったり、後の手直しがままならない状態であるところが何カ所かあります。これらは、県の土採取条例から見て問題が多いと思われます。

そこで、このような状況を踏まえ、残土の搬入、埋め立て等についても、生活環境の保全や災害の防止の観点から、土採取条例の見直しを含め指導を強めるべきだと考えますが、県のお考えをお伺いいたします。

次に、重度の知的障害者への福祉施策についてお尋ねいたします。

日本の福祉施策の中で特におくれをとっていた障害者福祉対策は、今やノーマライゼーションの流れの中でかなり進み、自宅から通える施設として、小規模授産所や生活訓練ホームが積極的に設置されてきております。しかし、実情は、軽度、中度の障害者対策に重点が置かれ、重度、最重度の障害者にはまだ十分な対応がなされていないということが、施設関係者からのアンケート調査で報告されております。

この調査は、駿東郡小山町にある社会福祉法人ミルトス会駿東学園が、一昨年、知的障害者の施設の中から入所更生施設五百施設を対象にアンケート調査を行った結果、三百二十三施設から回答が寄せられたものでありますが、それによると、「現状で重度者・最重度者を入所させられるか」との問いに、「どちらもできない」二二・二%、「最重度者は無理」二〇・一%、「職員増があれば可能」二八・八%、「受け入れられる」は二一・九%でありました。非常に悲観的な調査結果であり、重度であればあるほど受け入れられないと答える施設が多いことがわかります。また、入所だけでなくショートステイやデイサービスも同じ傾向で、「受け入れ可能」は二六・四%でありました。

本来、福祉施設への入所の順位は、福祉事務所が判断し、委託を受けた施設は拒否できないはずであります。現実には、親がいないなどの事情が優先されるほかは、おおむね施設の判断に任せているため、手のかかる重度、最重度者は敬遠され、軽度、中度障害者は施設で、重度、特に最重度者は自宅でという扱いになりかねないのであります。

今ここで必要なことは、国も県も福祉施設も、症状の重い者から処遇してみんな助けるという理念を共有し、重度、中度、軽度という順に入所させる必要があると思います。また、厚生省の資料では、在宅の精神薄弱者が二十八万三千八百人、その中で、最重度が三万五千二百人、重度が八万八千三百人、厚生省が言う、いわゆる重度障害者は十二万三千五百人おり、全員が入所希望しているとは限りませんが、待機者が多いことは明らかであります。

厚生省では、重度棟及び一般棟に入所している重度・最重度者の介護のため、その支援策として措置費への重度加算を一人当たり四万円余支給しております。しかし、重度・最重度者全員に支給されず、アンケート調査の中でも、対象者全員分は支給されていないという施設が六九・七%あり、七五・七%が額が少ないと

答えております。また、国は、重度障害者と認められた者全員に対しての重度加算は認めておらず、漏れた者に対しては、県は社会福祉施設入所者等処遇向上事業で対応しておりますが、現状では、職員の増員までには及ばず、重度・最重度者の受け入れを困難にしております。

このような現状をかんがみ、県は入所についてどのように取り組まれているのか、また、見直しを含めて、重度者をケアしている施設に対する支援策について、あわせてお伺いいたします。

次に、養護学校教育について、教育長にお尋ねいたします。

高等部の通学用スクールバス利用についてであります。昭和五十四年の養護学校義務教育化に伴い、知的障害のある子供たちにも教育の機会が与えられ、スクールバスの整備も進められてきているところであります。養護学校の小・中学部では、通学区が広範囲にわたることや、自主通学が困難の児童・生徒が多いため、スクールバスを運用し、通学の便宜を図ってきております。しかし、高等部には通学用にスクールバスの運用がありません。本県の養護学校高等部入学者募集要項によれば、志願者の資格の一つとして、「原則として一人で通学できる者」と規定されておりますが、これは障害児の社会自立をねらいとしたものであると伺っております。しかし、保護者の立場になりますと、交通量の多いところを一人で通わずことや、ラッシュアワー時に一人で電車やバスに乗せることへの不安も大きく、現在、通学している生徒の中には、車で送り迎えをしてもらったり、親が付き添い、交通機関を利用して登下校しているケースもあります。家族に大変負担がかかっているものと思われまます。

昨年九月に、静岡県東部町村手をつなぐ親の会が、養護学校高等部生徒へのスクールバス利用について、各都道府県の教育委員会にアンケート調査を実施いたしました。回答数三十一の中で、希望者があればスクールバスの利用を認めている教育委員会が二十六で、自主通学を基本にして、高等部生徒にはスクールバスの利用を認めていない教育委員会は、わずか九委員会にすぎませんでした。アンケートでもわかるように、他県においては高等部のスクールバス運用が進んでおります。障害があり、通学上困難があっても、教育を受けたいと希望する者がいれば、積極的に便宜を図ろうという方向に向かっていると思われまます。

本年二月、沼津養護学校が平成八年度から、現在、小・中学部の児童・生徒が利用しているスクールバスを高等部の生徒にも通学に利用を認めるという報道がありました。この運用を機会に、県内の高等部についても、入試要項の見直しを含め、スクールバス利用を検討すべきときに来ていると思っておりますが、教育委員会の取り組みについてお伺いいたします。

最後に、坂本副知事に、所感と抱負についてお伺いいたします。

就任以来、大変さわやかな好感の持てる印象で、県政に新風を吹き込んでいただいております。女性としての感性に富んだ施策を県民は大変期待しているところでございます。この三カ月間における所感とこれからの抱負をお伺い申し上げます。

まして、私のこれで質問を終わります。(拍手)



答 弁 者： 100都市住宅部長

順：4

質問要旨：

第二東名自動車道長泉・沼津インター（仮称）周辺の区画整理事業
県外からの残土の搬入規制

○議長（渡辺新作君） 入野都市住宅部長。

（都市住宅部長 入野興暉君登壇）

○都市住宅部長（入野興暉君） 第二東名自動車道長泉・沼津インター——仮称——周辺の区画整理事業についてお答えいたします。

県では、インター周辺の土地利用及び都市施設等の基本的な考え方を取りまとめるため、平成四年に第二東名関連緊急都市整備計画策定調査を実施しました。平成六年度には、この調査結果を踏まえ、沼津市及び長泉町において、区画整理事業の可能性等を検討するための基本計画作成調査を実施したところでございます。現在、区画整理の予定区域が長泉町、沼津市にまたがることや、東駿河湾環状道路の整備など関連する事業との調整を図るため、国、県、道路公団、地元市町で構成する「長泉町にできる第二東名インター周辺地区整備促進協議会」の中で協議を重ねているところでございます。区画整理を実施するには、地元住民のコンセンサス、両市町の合意形成、当地域の立地条件に合った企業の誘致や事業採算性などの検討も必要と考えられますので、県といたしましては、本協議会の場を通じ、両市町に協力して、早期に事業化が図られるよう指導、助言してまいり所存であります。

次に、県外からの残土の搬入規制についてであります。

本県の土採取等規制条例では、土の採取等に伴う土砂の崩壊等による災害の防止と環境保全とを図るため、森林法を初め各種個別法の適用対象以外のもので、千平方メートル以上または二千立方メートル以上の切り土、埋め土、盛り土等の行為を行う場合、県下一律に届け出を義務づけております。本県に隣接する神奈川県、山梨県においては、本県同様の条例で規制を行っておりますが、両県では、県境の十二市町村におきまして、それぞれの県の条例より厳しい独自の条例を制定しております。これが要因となって、北駿地域へ残土が搬入されているのではないかと推察しております。現在、北駿地域の市町におきましても、残土の搬入を規制するため、隣県の市町村と同レベルの条例を制定する作業を進めていると伺っております。

県といたしましても、残土が搬入されている地域が限られておりますことから、これら市町の条例の制定を積極的に指導してまいりますとともに、県条例との一体的な運用により、さらにきめ細かな対応が図られますよう努めてまいりた

いと考えております。また、災害や環境保全に配慮した適正な埋め立て等がなされるよう、土地所有者や事業者に対して条例の趣旨を普及、啓発してまいり所存でございます。